

「確定拠出年金制度について」および「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正案に対する意見・質問

1. 運用商品の「推奨」

- ・金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」（2017年3月公表）の原則6においては、「金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである」とされている。確定拠出年金制度において、顧客の適合性等を踏まえ、当該顧客にふさわしい運用商品があるにもかかわらず、これを「推奨」できないことは「顧客本位の業務運営に関する原則」と矛盾するのではないか。運用商品の「推奨」が可能となるよう規制緩和を検討いただきたい。

2. 「＜確定拠出年金制度について＞第9 2. (4)①エ」、「＜事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）＞11-3-3」

- ・「特定のものについて指図を行うこと、又は行わないことを勧めること」（確定拠出年金法第100条6号：確定拠出年金運営管理機関の禁止行為）の例示として、「提示した運用商品のうち一部の運用商品について情報提供すること（加入者等から特定の運用商品の説明を求められた場合を除く）」が挙げられている。窓口に来店する顧客は相談に割ける時間が限られていることも多く、全ての商品を説明することは現実的ではない。また、運用商品の中で主要な商品のみ情報提供してほしいといった希望にも応えられない。杓子定規で機械的な説明ではなく、顧客に合わせた丁寧な説明を行うことが、顧客本位の業務運営という観点からも金融機関に求められているのではないか。加えて、営業職員が情報提供を行う際、全ての運用商品を説明しなければならないとすると、営業職員の負担も

重い。

個別商品を「勧める」行為を行わないことを前提に、営業職員が顧客の適合性等に照らして適当と考える一部の運用商品の情報を提供することを可能としてほしい。

- ・例えば、以下のような行為は「特定のものについて指図を行うこと、又は行わないことを勧めること」にあたらないこととしてほしい。

一顧客のニーズを確認したうえで、ニーズに合致する商品に限り情報を提供すること。例えば、元本保証の商品を希望している顧客に元本保証型商品に限り情報提供すること。

一運用実績、販売実績、手数料等の運用商品情報をランキング化して提示すること。

3. 「＜確定拠出年金制度について＞第9 3.(2)」、「＜事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)＞11-3-13(2)」

- ・確定拠出年金運営管理機関に整備が求められる「法令及び社内規則等の遵守状況を検証する態勢」について、具体的な検証の方法やその頻度等に関して、適切と考えられる目線があれば示してほしい。

以 上